

ふるさと

阿蘇を守りたい。

阿蘇市消防団員募集

消 防団は、地域で発生した火災の消火活動や、地震・風水害などの各種災害対応はもちろん、災害の予防広報活動など幅広い活動を行っており、市民の生命・財産を守る重要な役割を担っています。

阿蘇市では、就業形態の変化や後継者不足により、年々入団者数が減少しています。

自分の故郷を「守りたい!」と思うあなた、いっしょに地域の安心・安全を守る活動をしませんか?

女性の力を消防団に。

女性消防団員募集

女 性消防団員は、消火活動は行わず、防火防災の啓発を中心に活動しています。女性団員は、家庭や仕事を持つ女性たちばかりです。

消防活動を通じて防火防災に関する知識や技術を身に付け、女性ならではの力を発揮して、大切な家庭や地域を守りましょう。

女性の皆さんの入団をお待ちしています。

入団に関する問い合わせ

市役所総務課 ☎ 22 - 3111

春の全国火災予防運動実施中です!

3月1日(日)~3月7日(土)

もういいかい 火を消すまでは まあだだよ

(2014年度 標語)

重点目標

- 1 住宅防火対策の推進
- 2 放火火災防止対策の推進
- 3 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- 4 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- 5 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- 6 林野火災予防対策の推進



家族や身近な人との関係を見つめ直し、
人権や差別について話し合う機会を持ちましょう。

人権作文

火たきおとめになったこと

阿蘇小学校3年 山部 慈^{いづみ}

今年の夏、わたしは火たきおとめにえらばれました。わたしが火たきおとめをするということは、じいちゃんからいきなり聞きました。その時、ばあちゃんはずりくりして、

「あら、いつみちゃんがね。」
と言っていました。わたしも、火たきおとめをしている人は見たことがあったけど、自分がすると思うと、とってもドキドキしました。

八月十八日に、火たきおとめのいしよを着て、いとこや友だちとだるまさんがころんだをして遊んでいるところを、カメラマンの人がとりに来ました。

そして、八月十九日が本番のいしよの日でした。いしよを着て、火がもえているへやに入りました。ばあちゃんもいしよに入りました。とてもせまくて暗いところでした。その中で火がぼうぼうともえていて、目がいたくなりました。入って木をもらしはじめた時、ばあちゃんが、
「いしよにがんばろうね。」
と言いました。わたしは、

「うん。」

と言いました。

わたしは長い間、火が消えてしまわないように、竹で火の中の木を動かしたりしながら、火を見ていました。でも、ひとりじゃなくて、ばあちゃんもずっととなりにいてくれました。ばあちゃんがいしよにいてくれなかつたら、もっとさびしい気持ちだつたらうなと思ひます。ばあちゃんがとなりにいてくれてよかつたです。

わたしが今年の火たきおとめにえらばれた理由はわからないけれど、ねがいがある一つあります。わたしのねがいは、お米がいっぱいとれるようになることです。あその水がいであくさんのお米がなくなつてしまったので、今年はお米がいっぱいとれるようになると思ひて、おねがひしました。

その日の火たきが終わると、ばあちゃんは、

「よくがんばつたね。」

と言つてくれました。家に帰ると、じいちゃんも、

「いつみちゃん、ようがんばつてきたね。」

と言ひました。お父さんも、
「おつかれさま。がんばつた

ね。」

と言ひました。そしてみんな、ばあちゃんの手作りのおだんごを食べました。おいしかったです。

先生からのコメント

毎日のつづりの中で家族とのことをよく書いてきて見せてくれるいつみさん。弟にあいうえおを教えたことや、お兄ちゃんといしよに宿題をしたこと、家のお手伝いをがんばつたこと、今日もばあちゃんを作つてくれた料理がおいしかったことなど、家族と過ごす時間の楽しさがよく伝わります。今年火焚き神事での火焚き乙女として仕事をしてくれている家族という、今まではまだ違った家族とのつながりを感じられたようです。一分間スピーチで友だちにも紹介し、そこで学級でも家族とのつながりを考えていきました。

人権作文

平成25年度 阿蘇市人権作文集「かけはし」より ※学年は平成25年度時点。

塗装・防水工事・メンテナンスまで



株式会社 井上

〒869-2302熊本県阿蘇市三久保448番地22

web <http://www.aso-inoue.com/>

E-mail info@aso-inoue.com

受付 平日 9:00~18:00

※土日祝日は事前連絡により対応可

塗

装

防

水

-お見積・調査 無料-

塗装(屋根・壁・破風板・軒天・塀・建具・他)

防水(雨漏れ調査・屋上・ベランダ・ポーチ・他)

もしも 0967-32-1501

4月1日から資源ごみの「雑誌類」と一緒に出せるものが増えます！

●市民課 生活衛生係

☎ 22・3135

(阿蘇広域行政事務組合)

☎ 24・5353

ご

みの減量化と資源の有効利用促進のため、固形燃料ごみ（可燃性）で多く出されている左記の『その他紙類』は、4月1日から『雑誌類』と一緒に出すことができます。

固形燃料ごみ（可燃性）を減らし、限りある資源を再利用するために、分別収集にご協力をお願いします。

対象となるもの

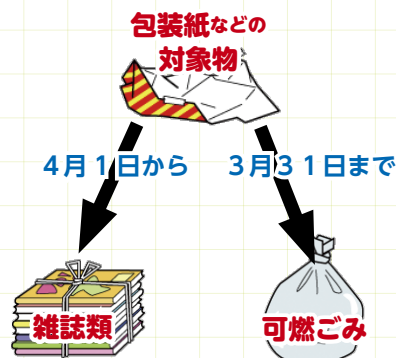
- 包装紙
 - 紙製の箱（菓子箱やティッシュ箱）
 - カタログやダイレクトメール
 - ノートなどの事務用紙
- ※資源化物として収集します。
※大きさは名刺サイズ以上となります。

収集日・収集場所

「雑誌類」の日に収集場所（ごみステーション）に出してください。

出し方

現在の分別品目「雑誌類」と一緒にひもで縛って出してください。
ひもは金物以外を使用し、ガムテープなどは使用しないでください。
対象となる紙類が落ちやすい場合には、雑誌などのページの間に挟み込んで出してください。
また、対象となる紙類のみをひもで縛って出すことも可能です。



<出すときの留意点>

- * ティッシュの箱などについているビニールやセロハンは取り除いてください。
- * カatalogやダイレクトメールは、ビニール製の袋から出してください。
- * ノートや事務用紙は、金属などを取り除いてください。
- * 汚れなどがついたものは、固形燃料ごみ（可燃性）で出してください。
- * ビニールコートやワックスなどで加工してあるものは、固形燃料ごみ（可燃性）で出してください。



風の通る呼吸する木の家

地域密着の工務店

渡辺建設株式会社

〒869-2223 阿蘇市竹原4-1

TEL 0967-34-0257

www.t-watanabekensetsu.jp

- 省エネ、高断熱の家
 - 独自の地震に強い木造軸組（まぐさ工法）
 - リフォーム（国の補助制度等もあります。）
 - 耐震、省エネ、バリアフリー
 - お風呂、キッチン、外壁塗装
 - 修理や補修も！
 - 古民家リノベーション
- お気軽にご相談ください!!

国民健康保険の加入・脱退手続きは忘れずに届出を！

国 民健康保険は、職場の健康保険・後期高齢者医療保険に加入している人や、生活保護を受けている人以外は、全ての人が加入しなければなりません。健康保険に変更が生じた場合は、14日以内に市役所ほけん課国保・年金係（各支所市民係）に届け出が必要です。

加入の届け出が遅れると資格取得日（旧保険証の喪失日また、転入日など）にさかのぼって保険税が課税されます。また、脱退の届け出が遅れると国保税と新保険者の保険料を二重に納めることとなります。さらに、国保資格喪失後に国保の保険証を使用すると保険給付分を阿蘇市に返還していただくこととなりますのでご注意ください。

こんなときは14日以内に届け出を！

届け出に必要なもの

国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書・印かん
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書・印かん
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳・印かん
	外国人が国保に入るとき	在留カード・パスポート
国保をやめるとき	他の市区町村へ転出するとき	保険証・印かん
	職場の健康保険に加入したとき	国保と健保の保険証・印かん
	死亡したとき	保険証・死亡を証明するもの・印かん
	外国人が国保をやめるとき	保険証・在留カード・パスポート

●ほけん課国保・年金係
●税務課収税係
☎22・3148
☎22・3145

※今、お手元にある国民健康保険証・高齢受給者証は有効期限が平成27年7月31日までとなっています。新しい国民健康保険証・高齢受給者証は平成27年7月に郵送します。

※保険税の納め忘れはありませんか？納期限までの納付が困難な場合は、市役所・各支所で随時納税相談を受け付けていますので、お早めにご相談ください。保険税の未払いが長期間続くと、保険の給付が受けられなくなったり医療費を全額自己負担しなければならなくなります。



然 zen

地球の実りの饗宴

草原が薫るランチビュッフェ

世界ジオパーク認定・阿蘇、その市民ブランド

然 zen フェア

2015.2.1(日) — 3.31(火)

時間 11:00～14:30
料金 大人(中学生以上)1,250円(税込)
小学生 720(税込)
幼児(3歳～小学生未満)400円(税込)

zenディッシュ+500円(税込)
(和洋中から選べるメニュー・阿部牧場ジェラート付)

後援 阿蘇市・阿蘇ジオパーク推進協議会

3F ダイニングバー 桜

TEL.096-326-8833

◎ 熊本交通センターホテル

九州産交ツーリズム株式会社 〒860-8577 熊本市中央区板町 3-10

ご予約・お問い合わせ

広告

届出期間

- 転入届** 阿蘇市に住み始めてから14日以内
- 転居届** 転居した日から14日以内
- 世帯主変更** 変更があった日から14日以内
- 転出届** 転出をする前にあらかじめ阿蘇市で転出届を出してください。急に引越しが決まり、届出をする時間がないような場合には、転出後14日以内に阿蘇市に届出してください。届出をされると転出証明書をお渡ししますので、転出先の市町村にそれを添えて転入届の手続きを住み始めてから14日以内にしてください。

例 年3月から4月にかけては、住民異動（転出などの届をされる方が多く、その手続きで窓口が大変混み合います。関係する部署での手続きもあり、多くの時間を要しますので、余裕を持って手続きにお越しください。

また、届出期間が法令で定められています。それを過ぎると裁判所の判断で5万円以下の過料が科せられる場合がありますので、お気を付けください。

●市民課 戸籍係 ☎ 22・3135

**転出などの住民異動届は
余裕を持って手続きを！**

車種	手続き場所	手続き時に必要なもの
原動機付自転車 (125cc 以下)	市役所税務課 ☎ 22-3148 内牧支所 ☎ 32-1111 波野支所 ☎ 24-2001	▶使用者・所有者の印鑑 ▶ナンバープレート ▶車名、車体番号、 年式がわかるもの
小型特殊自動車 (農耕用・その他)		
軽三輪車・軽四輪車 (660cc 以下)	熊本県軽自動車協会 熊本市東区東本町 16 番 3 号 ☎ 096-369-7920	左記にお問い合わせ ください
軽二輪車 (125cc 超 250cc 以下)		
二輪の小型自動車 (250cc をこえるもの)	九州運輸局熊本運輸支局 熊本市東区本町4丁目14番35号 ☎ 050-5540-2086	左記にお問い合わせ ください

軽 自動車税は毎年4月1日現在の所有者に課税されます。車両を廃車されている場合は、3月末までに手続きをお願いします。

●税務課 市民税係 ☎ 22・3148

**廃車手続きはお済みですか？
(軽自動車税関連)**

借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。

受付時間：平日9時～17時15分（予約制）TEL：0967-22-5223
＊まずはお気軽にお電話下さい

- ・一般 相談料 30分1100円
- ・『多重債務』の相談 は 無料

阿蘇ひまわり基金法律事務所

阿蘇地域に根ざした法律事務所です。

熊本県弁護士会所属 弁護士 森 あい（もり あい）

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203（阿蘇市商工会一の宮支所となり）



広告